

事務連絡  
令和元年8月14日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設における無償化の対象児童及び対象児童の保護者  
に対するお知らせ等について（通知）

保育所・幼稚園・認定こども園等においては、本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなったところですが、企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）においても、これらと合わせて実施することとしております。それに当たって、利用児童の保護者（以下「利用者」という。）に対してお知らせ等を行っていただきたい事項につきまして、下記のとおりお示いたしますので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

なお、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う企業主導型保育施設における対応に関する詳細については、近日中に、別途事務連絡を發出してお示しする予定である旨、申し添えます。

## 記

### ①無償化の対象となる児童について

#### 1. 無償化の対象となる児童

以下のいずれかに該当する児童であって、企業主導型保育施設を利用する児童が無償化の対象となる。

#### ア 3歳～5歳児

保育の必要性のある児童

#### イ 0歳～2歳児

住民税非課税世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項

に規定する被保護者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親を含む。）の児童であって、保育の必要性のある児童

## 2. 留意点

ア 企業主導型保育施設の「従業員枠」を利用している児童については、従前通り、全ての児童を保育の必要性があるものとして取扱う。

一方、「地域枠」を利用している児童については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項に規定する認定（同第19条第1項第2号又は第3号に掲げるものに限る。以下「保育認定」という。）を受けている児童を保育の必要性があるものとして取扱う。（保育認定を受けずに、企業主導型保育施設を利用することは可能。）

イ 「地域枠」を利用する児童について、居住する市町村が変わった場合、転居先の市町村において保育認定を受ける必要がある。なお、各市町村において当該認定の基準が異なるため、転居先の市町村において当該認定を受けることができない場合が生じるが、その場合は転居日以降、当該児童は無償化の対象外となる。

ウ 利用児童の年齢については、学年（クラス）により判断する。

エ 住民税非課税世帯であるか否かについては、4月から8月においては前年度の住民税の課税状況により、9月から3月においては当該年度の住民税の課税状況により判断する。一方、被保護者又は里親であるか否かについては、企業主導型保育施設を利用した月における利用者の状況により判断する。

オ 住民税非課税世帯であるか否かについては、企業主導型保育施設において利用者及びその配偶者から所得証明書の提出を求め、両者ともに課税されていないことを確認することにより判断する。一方、被保護者又は里親であるか否かについては、利用者から保護証明書や里親委託に係る通知書等の写しの提出を求め、当該書類を確認することにより判断する。

カ 企業主導型保育施設は無償化の対象児童の保護者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等、適切な方法により無償化の対象である旨の通知を行わなければならない（無償化の対象外となった場合についても、同様とする）。

## ②企業主導型保育施設において実施することについて

### 1. 利用者への無償化に関するお知らせ

企業主導型保育施設の利用者に対し、無償化に関するお知らせを行う。なお、お知らせする際に使用するチラシの参考例を、別添のとおりお示しするので、

適宜ご活用いただきたい。

## 2. 無償化の対象となるために必要な手続きの案内

企業主導型保育施設の利用者のうち、以下に該当する者に対して、無償化の対象となるために必要な手続きの案内を行う。

### ア 3歳～5歳児

#### ○ 「地域枠」の利用者

「地域枠」の利用者に対し、8月中を目途に市町村へ保育認定の申請を行うよう案内する（ただし、既に保育認定を受けている場合は不要。）。また、保育認定に係る市町村からの通知書等を、企業主導型保育施設に対し提出するよう依頼する。

※ 「従業員枠」の利用者は保育認定を受ける必要はないため、案内は不要。

### イ 0歳～2歳児

#### ○ 「住民税非課税世帯」「被保護者」「里親」の利用者

##### ① 「住民税非課税世帯」

「住民税非課税世帯」の利用者に対し、9月中に市町村から利用者及びその配偶者の所得証明書（令和元年度分）を取得するよう案内し、企業主導型保育施設に提出するよう依頼する。

##### ② 「被保護者」「里親」の利用者

「生活保護者」及び「里親」の利用者に対し、9月中に「保護証明書」や「里親委託に係る通知書」等、利用者が現時点においてその状態にあることを証明できる書類を用意するよう案内し、企業主導型保育施設にその写しを提出するよう依頼する。

#### ○ 「地域枠」の利用者

上記①②に該当する利用者のうち、「地域枠」の利用者に対し、8月中を目途に市町村へ保育認定の申請を行うよう案内する（ただし、既に保育認定を受けている場合は不要。）。また、保育認定に係る市町村からの通知書等を、企業主導型保育施設に対し提出するよう依頼する。

※ 「従業員枠」の利用者は保育認定を受ける必要はないため、案内は不要。

3. 無償化の対象児童の決定

企業主導型保育施設において、9月中を目処に、上記2により提出された書類を確認した上で、対象児童を決定する。

4. 無償化の対象となる旨の通知

企業主導型保育施設において、9月中を目処に、上記3により決定した児童の保護者に対し、契約書の更新や利用料変更に係る書類の交付を行う等、適切な方法により無償化の対象児童である旨の通知を行う。